

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く）、第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條から第二十五條まで、第二十六條の三から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第四項を除く。）、第三十七條、第三十八條第三項から第六項まで及び第九項、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）
それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	新型コロナウイルス感染症	

法第十二條第一項	次に掲げる者	新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者
法第十二條第二項	第一号に掲げる者については直ちに、第二号に掲げる者については七日以内、その者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	直ちに 最寄りの
法第十二條第六項	同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間	直ちに
法第十五條第一項及び第二項	第一項各号に規定する感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五條第三項第一号	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者
法第十五條第三項第四号	一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五條第五項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十五條第六項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者
法第十五條第九項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十六條第一項	から前条まで	（第四項及び第五項を除く。）及び第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十六條の三第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十条第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	移送しなければならない	移送することができる
法第二十二條第一項及び第二項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していない	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失した
法第二十二條第四項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。） 第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第二十条第一項 同条第四項
法第二十四條第三項第二号	延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第十九條第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）		第十九條第七項

法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第二十六条の四第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一条	前条	第三十条
法第三十二条	前条	第三十条
法第三十三条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十四条	前条	第三十条
法第三十五条第一項	第三十三条	第三十条
法第三十五条第四項	準用する。この場合において、第一項中「一、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「一若しくは」と読み替えるものとする。	準用する。
法第三十五条第五項	、第二十九条第二項又は第三十一条第二項	又は第二十九条第二項
法第三十六条第一項	、第三十条第一項又は第三十一条第一項	又は第三十条第一項
法第三十七条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条	又は第二十条
法第三十八條第三項	患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	患者
	前二条	第三十七條
	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに 一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型コロナウイルス インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第九項	第七項 前二条	第六項
法第三十九條第一項	、第二種感染症指定医療機関及 び結核指定医療機関 又は第三十七條の二第一項の規 定により 患者（新感染症の所見がある者 を除く。）	及び第二種感染症指定医療機関 の規定により
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項の規定による	患者
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	同項の規定による
法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項 に規定する厚生労働省令で定め る医療	医療
法第四十二條第一項	若しくは第二十条（これらの規 定を第二十六条において準用す る場合を含む。）若しくは第四十六 條の規定により感染症指定医療機 関以外の病院若しくは診療所に 入院した患者（新感染症の所見 がある者を含む。以下この条に おいて同じ。） 若しくは診療所から	又は第二十条の規定により感染症指 定医療機関以外の病院又は診療所に 入院した患者 又は診療所から

法第五十八條第四号の 三	採取（これらが第五十條第一項 の規定により実施される場合を 含む。）	採取
法第五十八條第四号の 二	（これらの規定を第五十條第二 項において準用する場合を含む。） の規定	の規定
法第五十八條第四号	第二十一条（第二十六条におい て準用する場合を含む。）又は第 四十七條	第二十一条
法第五十八條第三号	、第二十二條第四項（第二十六 條において準用する場合を含む。） 又は第四十八條第四項	又は第二十二條第四項
法第五十八條第二号	第十七條又は第四十五條	第十七條
法第五十八條第一号	又は第四十四條の七第一項、第 三項若しくは第五項から第八項 までの規定	の規定
法第五十七條第一号か ら第三号まで	第十四條、第十四條の二、第十 五條（第二項及び第五項を除 く）、第十五條の二から第十六 條まで、	第十五條（第二項及び第五項を除き、 第三項については第一号、第四号、 第七号及び第十号に係る部分に限 る）、第十六條又は
法第四十三條第一項及 び第四十四條	第三十七條第一項及び第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項
法第五十條第一項の規定により 実施される場合を含む。）に要す る	に要する	に要する
第七十條第一項各号	感染症指定医療機関から第三十 七條第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
第十六條	若しくは第二十条若しくは第四 十六條	又は第二十条
第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	同項	同項

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

「ジカウイルス感染

症	一件につき 二、五〇〇円	を	ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇
			新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇

〇円
〇円
に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合には、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）と、同令第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省令第十号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（仮検疫済証の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者がいるときは、三百三十六時間は、三百三十六時間</p> <p>四〇九（略）</p>	<p>（仮検疫済証の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇八（略）</p>

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。